



孤独・孤立対策推進室

顕在化・深刻化する孤独・孤立の問題に対応するため、孤独・孤立対策推進法に基づく総合的な政策の推進に取り組んでいます。

孤独・孤立対策推進法について

■ 制定の背景及び経緯

社会に内在する孤独・孤立の問題に対して継続的・長期的な政策対応を担保するため、国及び地方において孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することを目的に、第211回国会に孤独・孤立対策推進法案を提出しました。同法は、令和5年5月31日に成立し、6月7日に公布されました（令和6年4月1日施行）。

この法律は、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（孤独・孤立の状態）にある者への支援等に関する取組（孤独・孤立対策）について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等について定めています。孤独・孤立対策推進室では、孤独・孤立対策推進法に基づいた総合的な政策の推進に取り組んでいます。

■ 推進体制について

孤独・孤立対策推進法に基づき、内閣府に特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を置くこととされました。

孤独・孤立対策推進本部は、内閣総理大臣を本部長とし、各省の大臣を本部員として、「孤独・孤立対策重点計画」の作成及びその実施の推進のほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議することとしています。

孤独・孤立対策重点計画について

令和3年12月に政府として初めてとなる「孤独・孤立対策の重点計画」を策定しました。令和4年12月には、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果（令和4年4月公表）等を踏まえ、地方自治体からヒアリングを実施した上で、重点計画の一部を改訂しました。

重点計画には、以下のとおり、孤独・孤立対策の基本理念及び基本方針を定めています。

● 基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

● 基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

現在政府では、孤独・孤立対策推進法に基づく新たな孤独・孤立対策重点計画の策定に向けた検討を進めています。

このような重点計画に沿って、関係府省庁の各施策の着実な実施を通じて、孤独・孤立対策を総合的に推進しています。

官・民・NPO等の連携の推進

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

複雑化・多様化する孤独・孤立の問題に支援機関が単独で対応することが困難な状況であることに鑑み、孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO等の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤となる「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和4年2月に設立しました。プラットフォームでは、主な活動として、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有・相互啓発活動を行っており、現時点で、会員数は368団体、協力会員や賛助会員を合わせると559団体が参加しています。



孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

■ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の関係者の連携を促進するため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業」を実施しています。これにより、地方における官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進しています。令和4年度29団体、令和5年度15団体の地方公共団体において、本事業に取り組んでいただいています。

■ 孤独・孤立対策推進交付金

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組を支援するため、令和6年度予算において、新たに孤独・孤立対策推進交付金を創設しました。

一元的な相談支援体制の推進

■ 孤独・孤立相談ダイヤル#9999

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指し、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みの構築等に向けた取組として、令和4年度より「#9999」を用いた相談ダイヤルの試行を実施しています。

令和5年度においては、クリスマスや年末年始の期間が含まれる12月15日9時～1月4日9時までの約3週間にわたり試行実施を行い、相談者の悩みに応じた相談窓口や支援につながりました。

情報発信の充実

■ 孤独・孤立対策ウェブサイト

各種支援制度や相談先の情報の一元化を図るため、孤独・孤立対策ウェブサイト「あなた(はひとりじゃない)」を開設しています。本ウェブサイトでは、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して、利用者の悩みに応じて適切な支援制度や相談先を自動応答で紹介するチャットボットを搭載しています。



■ 孤独・孤立対策強化月間

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて検討を重ね、「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組の一つとして、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を行うこととしています。

令和6年の「孤独・孤立対策強化月間」においては、周知ポスターのプラットフォーム会員団体・地方自治体・各交通事業者等での掲示、専用Webページにおける情報発信、孤独・孤立対策に資する取組を行う団体の活動紹介、メタバース空間を活用したイベント等を実施しています。



孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

孤独・孤立対策の推進にあたって、孤独・孤立の実態を把握するため、政府では孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）を実施しています。令和5年12月には3回目となる調査を実施し、令和6年3月にその結果を公表しました。今後は、この調査結果を踏まえた政策の推進に取り組めます。